

1. 議事日程

〔令和6年第2回安芸高田市議会臨時会第1日目〕

令和6年3月29日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 「議案第30号 令和6年度安芸高田市一般会計予算」の再議の件

2. 出席議員は次のとおりである。（15名）

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	5番	新田和明
6番	芦田宏治	7番	山根温子
8番	先川和幸	9番	石飛慶久
10番	山本優	11番	熊高昌三
12番	宍戸邦夫	13番	秋田雅朝
14番	金行哲昭	15番	児玉史則
16番	大下正幸		

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

14番	金行哲昭	1番	南澤克彦
-----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（6名）

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
総務部長	高藤誠	企画部長	高下正晴
総務課長	新谷洋子	財政課長	沖田伸二

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	毛利幹夫	事務局次長	藤井伸樹
総務係長	日野貴恵	主事	實村峻



午前10時00分 開会

- 大下議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は15名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をさせます。
毛利事務局長。
- 毛利事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、3件の報告がありました。
第3点、市長より、安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について、1件の報告がありました。
第4点、監査委員より、令和6年2月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。
- 大下議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 大下議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、14番 金行議員及び1番 南澤議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 大下議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。
山本議会運営委員長。
- 山本議会運営委員長 令和6年第2回臨時会の運営につきまして、去る3月22日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告をいたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日のみといたしました。
本臨時会に付議されます案件は、「議案第30号 令和6年度安芸高田市一般会計予算」の再議の件、1件でございます。
議案審議についてでございますが、委員会付託を省略することとし、再議に

付する理由説明の後、質疑、討論を行い、採決することといたしました。
以上、報告を終わります。

○大 下 議 長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 「議案第30号 令和6年度安芸高田市一般会計予算」の再議の件

○大 下 議 長 日程第3、「議案第30号 令和6年度安芸高田市一般会計予算」の再議の件を議題といたします。

本件は、令和6年3月21日の会議において議決した「議案第30号 令和6年度安芸高田市一般会計予算」について、地方自治法第176条第4項の規定により再議に付す旨の文書が石丸市長から提出されたものであります。

この際、石丸市長から再議に付す理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 本案は、令和6年第1回安芸高田市議会定例会において、令和6年3月21日に議決された「令和6年度安芸高田市一般会計予算」について、地方自治法第176条第4項の規定に基づき、再議を求めるものです。

修正案における、議会だよりの予算を計上する増額修正は、地方自治法第149条に規定される、長に専属する予算の提出の権限を侵害し、第97条第2項に違反していると言わざるを得ません。

根拠は、議員必携にも紹介されている政府の見解です。ポイントは2つあります。

まず、1つ目。

予算の趣旨を損なうような増額修正は、長の発案権の侵害になるとはっきり示されています。本件で言えば、議会だよりの正確性が担保されておらず、議会基本条例の第6条第4項に違反する状態にあるため、当該予算が計上できなかったという経緯があります。すなわち、議会だよりの発行が認められないというのが、予算編成における趣旨であり、修正案はこの趣旨に明確に反しています。

少し解説が必要なのですが、そもそも議会基本条例の第6条第4項というのは、議会は重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表するなど、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう、情報の提供に努めなければならないとなっています。勘違いしている方が多いような気がするんですが、言うまでもなく、議会基本条例の主体は議会であり、議員です。執行部ではありません。

また、ちゃんと書いてあります。議会広報で公表するなどとおおり、議会だよりを使わなければならないというわけではありません。一方で、議員の活動が的確に評価されない情報を提供すべきでないというのは、当たり前の話です。市民の8割が頼りにしているというデータも

出ています。しかし、その情報が誤っていれば、市が混乱し、市が衰退するのは必然です。

また、議会基本条例の第16条も、こう書いてあります。議会は、議会広報誌の発行、インターネット配信などの多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう、議会の広報活動を充実しなければならないです。

国語の簡単な解釈なんですが、議会だよりの発行は、目的ではなく手段としてここに記してあります。さらに言えば、手段の1つでしかないというのも、ここに明らかにうたってあります。

よって、議会基本条例があるから議会だよりを発行しなければならない、その予算を計上しなければならない、などという主張は成り立ちません。断言しておきます。条例の誤った解釈はやめてください。聞いていて、こちらが恥ずかしいです。

正確性の担保に関して言えば、執行部に内容を確認させるべきという提案をしています。特に執行部の発言に対しては、執行部が責任を持っているわけですから、当然の話です。

これは、そもそも2022年9月の委員会の中で、山本数博議員が議会だよりにあった文に関して、その責任を執行部に求められたからです。こちらから言った話ではありません。議員のほうから、執行部がチェックしたじゃないか、してないじゃないかと、その話になったので、であればチェックしますと返しただけです。

さらにその場で説明もしていますが、責任を求めるのであれば当然、当人の了解を得るというのも至極当たり前です。基本的な道理をまずはちゃんと理解してください。でなければ、議論になりません。

こうした主張を執行部の側から続けてきましたが、議会はこれらを拒否し、結果として、その後も不正確、そして不適切な内容が散見される状態が続いています。これは、広報誌で指摘しているとおりです。

なお、議会の自律権を主張された議員もありますが、これもまた大変な勘違いです。本来の自律権というのは、議員必携にちゃんと書いてあります。規則の制定や会期の決定などに関する権利であって、無責任な広報活動を行う権利では、断じてありません。

続いて、ポイントの2つ目です。

政府の見解として、議会が予算の修正を行おうとするときは、長と議会との間で意見調整をして妥当な結論を見出すことが望ましいと、指導的見解が示されています。しかし、この間、それらは一切行われていません。

経緯を確認しておく、まず執行部は、広報誌において再三にわたって議会だよりの不備を、誤りを指摘してきました。その後、昨年の秋から冬にかけてですが、予算編成において支障があるとはっきり伝えました。具体的に言えば、広報委員長による説明や全員協議会での意見聴取を申入れもしましたが、全て議会は、当人は拒否しています。3月の全

員協議会に関しては、受け入れる、入れないの返答すらありませんでした。執行部の申入れを無視しているというのが議会の現状です。

さらに3月21日、閉会の後には、改めて広報委員長である新田議員に直接説明を求めもしました。が、平然と呼びかけを無視する始末です。市民の付託を受けた立場の人間がその職責から逃げるといえる様子は、職業人としてみっともなく、議員として情けないと言わざるを得ません。

以上の理由により、議会だよりの予算を計上した増額修正案の議決は、法の趣旨に反していると結論づけました。

過ちを認めず、過ちを繰り返すというのは、大人として大変に恥ずかしい行為です。この議会を、この安芸高田市を恥で塗りつぶすような愚行は、直ちに正さねばなりません。

この再議をもって、議会の実態が広く世に伝わり、市民が議員を的確に評価できるようになることを願っています。

○大 下 議 長      これをもって、再議に付する理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田邊議員。

○田 邊 議 員      先ほど、提案理由の説明の中でも少し触れられたのですが、もうちょっと具体的にお聞きしたいと思い、質疑いたします。

予算の増額修正についての政府見解として、議会が予算修正をしようとするときは、長と議会との間で意見調整をして妥当な結論を見出すことが望ましいとあります。この、長と議会との間で意見調整をしての部分で、市長はどのようなタイミングで、どのような方法で意見聴取をすればよいと考えているのかをお聞きしたいんですけども、ちょっと詳しく説明しますと、この政府見解の主語は議会がとなっております。しかし、修正案は議員個人で出されたものです。修正案が出される前に長と議会との間で意見調整をすることは難しいのではないかと考えます。これは、修正案が出されるかどうかというのが不明だからです。

また、3月15日付で市長から、22日の全員協議会での意見聴取の申入れがありました。申入れがあったというのを聞いたのが22日の全員協議会で、断りましたという報告ではあったんですが。それと、22日の朝、市長から全議員に対して、本会議終了後に意見聴取の申入れもありました。どちらの申入れも議決後の意見聴取であり、長と議会との間で意見調整にはならないと思います。

さらに付け加えると、この政府見解では、意見調整の方法については示されておられません。個人的には、安芸高田市議会基本条例で考えると、第166条の全員協議会でしかないのかなというふうに考えるんですけども、市長は、その意見聴取についてどのようなタイミングで、どのような方法で行えばよいと思っておられるのか教えてください。

○大 下 議 長      答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長      大変恐縮なんですけど、ちょっと何をおっしゃっているのか分からないところが多かったです。

最後の問いにだけお答えすれば、修正案を出すというその前に調整すべきなのではないでしょうか。閉会後に意見を伺いますと聞いたのは、その後の対応をどうするか決めるための判断材料です。

主語は議会であって議員ではないというような解釈も持ち出されたんですが、議会とは何で成り立っているんでしょうか。その構成員は議員です。皆さんがいつもおっしゃるとおり、合議制で議会ができています。みんなで話し合えばいいじゃないですか。なぜそれを執行部に尋ねられるんでしょうか。

さらに言えば、議長が代表権を有していると、確かいつか山根議員が指摘されていました。議会の見解というのは、議長が示せば済むんじゃないでしょうか。もしくは、広報に関わる話ですから、先ほども触れましたが、広報委員長が責任者であるという解釈もできると思います。しかし、そのいずれも意見調整は行ってこられていません。

なぜ今、この場でそのような質問を執行部にされるのか、その辺りも含めてよく分かりませんでした。

○大 下 議 長      答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長      質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長      異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
ここで、傍聴者の皆様に本件に関する議事進行についての案内をいたします。

これから討論と採決を行います。令和6年3月21日の会議における違法議決の有無について判断し、修正案を可決・修正案を除く原案可決とした先の議決に賛成の議員が賛成の意思表示をし、反対の議員が反対の意思表示をそれぞれ行います。

以上で、説明を終わります。

議事に戻ります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論あり)

○大 下 議 長      討論がありますので、まず、本件に対する反対討論の発言を許します。  
熊高議員。

○熊 高 議 員      私の討論は、21日の本会議でほぼ申し上げたとおりであります。さらには、先ほど市長のほうから、法的なことも含めて、あるいはこれまでの経緯を含めていろいろ説明があったとおりに私も理解はしております。

その状況の中で、今回の再議というのは、私が21日に判断したとおりの目的で出されたというふうに理解をしております。

また、再議というのは、違法な議決が可決・否決にかかわらず再議に付すことを法律上要求されておるという観点から、市長はこの再議を出されたというふうに当然理解はしております。

そういった諸々のこのような経緯を含めて、今回の市長の提案に対して再議の理由が明確に私の考えと一致しましたので、この再議を賛成として討論にさせていただきます。

○大 下 議 長 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

南澤議員。

○南 澤 議 員 本件に対する、賛成の立場で討論いたします。

本件は、市長が述べられた提案理由、おっしゃるとおり長と議会との間の調整を行っていない点は、我々議会が反省すべき点ではあると思います。

ただ、それが自治省の通知文にある、議会が予算修正をしようとするときは、長と議会との間で意見調整をして妥当な結論を見出すことが望ましいという指導的見解というのを、先ほど市長も述べられましたが、あくまで指導的見解でありまして、ここをもって、これをできていないからということで直ちに違法になるというふうには解釈できません。したがって、今回の議決が違法であったとは考えられません。

しかし、望ましい対応が取れていない議会はこの状況を真摯に受け止め、しっかりと執行部と対話、対応していくのが望まれているし、市民の望みであると思います。これは、我々がしっかりと責任を持って応えていかなければいけない課題だと思い、再三、これまでも対話に応じるよう全員協議会などで皆さんに提案してきましたが、改めてこの場で、我々議会の責任として対話に応じるよう皆さんに呼びかけるものとして、私の賛成討論とします。

以上です。

○大 下 議 長 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○大 下 議 長 反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

田邊議員。

○田 邊 議 員 賛成の立場で討論いたします。

地方自治法第97条2項では、長の予算の提出の権限を犯さなければ、議会の増額修正は認められております。権限を侵害しているかどうかは、予算の趣旨を損なうかどうかであり、その解釈と指導方針は示されております。新たな款項を加えることは、長の発案権の侵害になりますが、今回の修正案はこれらに該当しないと考えます。

また、質疑で聞いた部分ですが、議会が予算修正をしようとするときは、長と議会との間で意見調整をして妥当な結論を見出すことが望まし

いとなっております。私自身はこの見解のとおりで、意見調整が行われることを望んでいます。しかし、意見調整を行わなければならないという見解ではなく、あくまで望ましいであるため、増額修正の必須条件になっていないと判断せざるを得ません。

よって、先日の修正案の議決は違法議決に当たらないと考え、賛成といたします。

○大 下 議 長 次、本件に対する賛成討論の発言を許します。  
(討論なし)

○大 下 議 長 賛成討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
これより「議案第30号 令和6年度安芸高田市一般会計予算」の再議の件を起立により採決いたします。  
本件を、先の議決のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。  
よって、本件は先の議決のとおり決定いたしました。  
以上をもって、本臨時会の日程は全て終了いたしました。  
これにて、令和6年第2回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員